

野々市市建設工事総合評価方式試行要綱

制 定 平成 21 年野々市町告示第 105 号
(平成 21 年 7 月 6 日)

一部改正 平成 28 年野々市市告示第 24 号
(平成 28 年 3 月 2 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、野々市市（以下「本市」という。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る総合評価方式の試行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において「総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 の 2 第 1 項又は第 2 項（令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する方式をいう。

(対象工事)

第 3 条 総合評価方式の試行の対象となる工事は、制限付き一般競争入札（令第 167 条の 5 又は第 167 条の 5 の 2 の規定により、入札に参加する者に必要な資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により請負の契約を締結する工事のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 競争入札において申込みをした価格（以下「入札価格」という。）及び企業の技術力、技術提案等を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他市長が特に必要と認める工事

2 総合評価方式を適用する工事は、野々市市競争入札参加者選定委員会の審議結果に基づき、市長が選定するものとする。

(落札者決定基準)

第 4 条 令第 167 条の 10 の 2 第 3 項の規定により定める落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）には、評価基準、評価の方法及び落札者の決定方法を定めるものとする。

(評価基準)

第 5 条 前条の評価基準には、工事の目的及び内容により必要となる企業の技術力、技術提案等を評価する項目（以下「評価項目」という。）並びに評価項目ごとにその必要度及び重要度に応じて配分する評価点の上限（以下「得点配分」という。）を定めるものとする。

(評価の方法)

第 6 条 第 4 条の評価の方法は、次項の技術評価点及び第 3 項の評価値を算定する方法とする。

- 2 技術評価点は、基礎点（100 点とする。以下同じ。）に加算点（各評価項目の評価点を合計した点数をいう。）を加えた点数とする。
- 3 評価値は、次の算式により算定した数値（その数値に小数点以下第 3 位未満の端数が

あるときは、これを四捨五入する。)とする。

算式

$$A \div B \times C$$

算式の符号

A 技術評価点の数値

B 入札価格の数値

C 定数(予定価格が1億円未満の工事の場合にあつては100,000,000、1億円以上の工事の場合にあつては1,000,000,000)

(落札者の決定方法)

第7条 第4条の落札者の決定方法は、次に掲げる要件に該当する者のうち評価値の最も高い者を落札者とする方法とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 入札価格が低入札基準価格(野々市市財務規則(昭和59年野々市町規則第1号)第120条第2項に規定する低入札基準価格をいう。)を下回る場合は、野々市市低入札基準価格取扱要綱(平成20年野々市町告示第122号)第8条の規定により失格とならないこと。

(3) 評価値が基礎点の数値を予定価格の数値で除した後、定数を乗じて得た数値を下回っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる要件に該当する者のうち評価値の最も高い者が2人以上あるときの落札者の決定方法は、本市の契約担当者が指定する日時及び場所において、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する方法とする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第8条 市長は、総合評価方式による競争入札を行おうとするときは、次に掲げる事項について、市長が総合評価委員として委嘱する2人以上の学識経験者から意見を聴くものとする。

(1) 総合評価方式により競争入札を行うことの適否

(2) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、前項の総合評価委員の意見を聴くものとする。

(技術資料の提出要請等)

第9条 市長は、総合評価方式による競争入札を行う場合は、当該競争入札に参加する者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法により、技術力、技術提案等の審査及び評価に必要な資料(以下「技術資料」という。)の提出を要請するものとする。

(1) 制限付き一般競争入札の場合 入札公告

(2) 指名競争入札の場合 指名通知

2 技術資料の作成及び提出に要する費用は、競争入札に参加する者の負担とする。

(入札公告等に明示する事項)

第10条 総合評価方式による競争入札に係る入札公告及び指名通知には、前条第1項の規定による要請に関する事項のほか、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 当該工事が総合評価方式の試行対象工事であること。

(2) 落札者決定基準

(3) 技術資料の内容、提出期限等

(4) その他総合評価方式を適用するために必要な事項

(総合評価結果の公表等)

第11条 市長は、契約締結後速やかに、技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値を閲覧に供する等の方法により公表するものとする。

2 提出を受けた技術資料は、公表しないものとする。

(説明の要求等)

第12条 総合評価方式による競争入札に参加した者で落札者とならなかったものは、落札者の決定を行った日から起算して7日以内に、市長に対し書面により、落札者とならなかった理由の説明を求められることができるものとする。

2 市長は、前項の書面を受理した場合は、その受理した日の翌日から起算して14日以内に書面により、落札者とならなかった理由について回答するものとする。

(技術提案等の履行の確認等)

第13条 市長は、落札者の技術提案等に関する履行状況を確認するものとし、不履行が確認された場合は、再施工の実施、工事成績評定点（野々市市請負工事成績評定要綱（平成20年野々市町告示第14号）に規定する評定点をいう。）の減点、契約金額の減額、違約金の徴収その他工事の内容及び履行状況に応じた合理的な措置を行うものとする。

2 前項に規定する場合において、不履行が悪質と市長が認めるときは、同項に規定する措置に加え、契約解除又は競争入札における指名の停止の措置を行うものとする。

3 前2項に規定する措置については、契約書に明記するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月2日から施行する。